

福岡県公報

令和7年9月26日
第 632 号

目次

告 示（第561号－第576号）

○道路の区域の変更	（道路維持課）	1
○八女市道の特定災害復旧等道路工事の完了	（道路維持課）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課）	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	（保護・援護課）	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	（保護・援護課）	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	（保護・援護課）	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開の届出	（保護・援護課）	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	（保護・援護課）	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名（名称）及び住所（所在地）の変更	（保護・援護課）	4
○道路の区域の変更	（道路維持課）	5
○道路の供用の開始	（道路維持課）	5
○自衛官の募集	（行財政支援課）	5
○宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定	（開発・盛土指導課）	6
○土地収用法に基づく事業の認定	（用地課）	6
○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	（農山漁村振興課）	8
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	（農山漁村振興課）	8
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	8

○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	9
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	9
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	（商工政策課）	9
○福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認	（県営住宅課）	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	9
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	10

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	（行財政支援課）	10
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	（行財政支援課）	10
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	（行財政支援課）	10

公安委員会

○遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定	（警察本部会計課）	11
○意見募集の結果の公示	（警察本部運転免許管理課）	11

告 示

福岡県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	水 戸 線	前	遠賀郡芦屋町大字山鹿589番3先から 遠賀郡芦屋町大字山鹿618番1先まで	27.5 ～ 46.5	88.4
			後	遠賀郡芦屋町大字山鹿589番3先から 遠賀郡芦屋町大字山鹿618番1先まで	26.0 ～ 33.5	88.4

福岡県告示第562号

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第46条第2項の規定により施行していた八女市道の特定災害復旧等道路工事を、次のとおり完了するので、大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第18条の規定において準用する同令第17条第1項の規定により告示する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

路線名	工事の区間	工事の完了の日
下迎春・白木線	八女市立花町白木2251番1先から 八女市立花町白木2247番1先まで	令和7年9月26日

福岡県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-------	------------	-----	---------------	---------------

福岡	県 道	筑紫野 古 賀 線	前	糟屋郡須恵町大字須恵834番2先から 糟屋郡須恵町大字植木1118番先まで	23.8 ～ 53.8	1830.0
			後	糟屋郡須恵町大字須恵834番2先から 糟屋郡須恵町大字植木1118番先まで	23.8 ～ 53.8	1830.0

福岡県告示第564号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生432	りょうこ内科・胃大腸内視鏡クリニック	糟屋郡宇美町宇美中央三丁目23-2	R7・9・1
筑紫生175	クリニックホームドクターズ筑紫野	筑紫野市石崎一丁目7-2 2階	R7・9・1
糸島地生138	しもせ内科クリニック	糸島市波多江駅北一丁目9-16	R7・9・1
糸島地生139	やしのきクリニック	糸島市前原駅南一丁目6-16-201号	R7・9・1
京生149	きらめきクリニック小児科・内科	京都郡みやこ町国作616-4	R7・9・1
粕生薬210	日本調剤新宮薬局	糟屋郡新宮町新宮231-4	R7・9・1
像生薬77	のため薬局宗像真田丸店	宗像市田久二丁目3-17	R7・9・1
筑紫生薬103	はるだ薬局	筑紫野市原田三丁目19番地7	R7・8・1
糸島地生薬87	和ごころ薬局	糸島市波多江駅北一丁目9-17	R7・9・1
京生薬83	はーとふる薬局	京都郡みやこ町国作616-6	R7・9・1

粕生訪34	彩り訪問看護ステーション	糟屋郡久山町大字山田1606－1	R7・9・1
春生訪25	訪問看護ステーションあん	春日市須玖南四丁目37	R7・7・1
糸島地生訪19	訪問看護ステーション つむぎ	糸島市篠原東二丁目1番35号	R7・9・1
大川生訪11	訪問看護ステーション あいなす ひまわり	大川市大字小保521－1	R7・5・1
小生訪12	訪問看護あすのトビラ	小郡市三沢2425番地1 ラフテル小郡207	R7・9・1
飯生訪54	心愛訪問看護ステーション	飯塚市徳前3－1 オフィスパレア飯塚Ⅱ4号室	R7・9・1
田生訪48	訪問看護ステーションあすてら	田川市大字伊田76番地 MKハイッ伊田ⅠC－10号室	R7・9・1
豊生訪5	あんず訪問看護ステーション	豊前市大字久松109－5	R7・9・1

福岡県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
大川生70	医療法人松田耳鼻咽喉科医院	大川市大字榎津280－53	R7・7・21
柳生102	医療法人星子医院	柳川市三橋町下百町201－6	R7・7・24

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
------	----	-----	-------

大川生97	児玉医院	大川市大字酒見486－2	R7・7・29
田生133	医療法人 金子皮膚科泌尿器科医院	田川市本町12－17	R7・7・31
大生歯49	川野歯科医院	大牟田市明治町一丁目1－16	R7・7・28
直生歯29	高橋歯科医院	直方市大字感田行合浦1542	R7・7・28
飯生歯92	柴田ゆうじ歯科医院	飯塚市横田334－4	R7・7・31
遠生歯76	あおぞら歯科	遠賀郡水巻町二東一丁目4番21号	R7・8・8
筑紫生葉58	ワタナベ薬局原田店	筑紫野市原田三丁目19－7	R7・7・31
大川生葉27	えほん調剤薬局	大川市大字榎津280・281番合併23	R7・7・19

福岡県告示第566号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
粕生歯45	安河内歯科医院	安河内歯科・矯正歯科	糟屋郡新宮町下府五丁目11－3	R7・7・1
飯生歯169	新飯塚いとう歯科クリニック	あいは歯科クリニック 新飯塚駅前院	飯塚市立岩931－1	R7・2・17
飯生歯171	新飯塚いとう歯科クリニックケアクリニック	あいは歯科クリニック 新飯塚院	飯塚市立岩1049番地11	R7・2・17

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田生菌92	デンタルケアいまだ 歯科	田川市大字伊田4472－ 1 1F	田川市白鳥町2110 －15	R 7 ・ 7 ・ 31

福岡県告示第567号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	再開年月日
柳生102	医療法人星子医院	柳川市三橋町下百町201－6	R 7 ・ 7 ・ 28
大野生訪 20	訪問看護ステーション ラシ クアーレ乙金	大野城市乙金三丁目23－1	R 7 ・ 9 ・ 1

福岡県告示第568号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大野生マ 57	佐々木 崇光（KE i ROW 大野城ステーション）	大野城市雑餉隈町四丁目2番16号 石橋ビル204	R 7 ・ 9 ・ 1
粕生柔 237	久家 良介（アキュア鍼灸接 骨院）	糟屋郡新宮町美咲二丁目6－8－ 202	R 7 ・ 8 ・ 26
粕生はき 63	藤井 祥二（Acure鍼灸 院）	糟屋郡新宮町夜白三丁目3－13	R 7 ・ 8 ・ 26

福岡県告示第569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）及び住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 氏名（名称）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
直生はき 39	瀧井 裕太郎 （瀧井接骨院） 直方市大字植木690－3	瀧井 裕太郎 （瀧井鍼灸院） 直方市大字植木690－3	R 7 ・ 4 ・ 1

2 住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
春生マ18	熊野 秀明 春日市下白水北二丁目95 カー サビラB103	熊野 秀明 春日市下白水北六丁目137－2	R 5 ・ 11 ・ 1

福岡県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	吉 井 久留米 線 自転車道	前	久留米市田主丸町恵利393番先から 久留米市田主丸町恵利401番2先まで	12.3 ～ 35.0	165.9
			後	久留米市田主丸町恵利393番先から 久留米市田主丸町恵利401番2先まで	12.3 ～ 35.0	165.9
			後	久留米市田主丸町恵利393番先から 久留米市田主丸町恵利401番2先まで	3.0 ～ 12.1	168.7

福岡県告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年9月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	女男石 野 町 線	朝倉市千手1007番先から 朝倉市千手1005番1先まで

福岡県告示第572号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 募集種目

一般曹候補生

2 受付期間

令和7年9月16日（火）から令和7年11月21日（金）まで

3 応募資格

(1) 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者

※32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者

(2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

(1) 第1次試験（学科試験・適性検査（Web））

令和7年11月29日（土）～令和7年12月2日（火）（予定）

(2) 第2次試験（口述試験・身体検査）

令和8年1月9日（金）～令和8年1月11日（日）（予定）

5 受付場所

受 付 場 所	名 称
福岡市博多区竹丘町1-12 （電話 092-584-1881・1882・1883）	自衛隊福岡地方協力本部 募集課
北九州市小倉南区北方5-1-1 （電話 093-963-7728又は093-963-3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） （電話 093-223-0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所

築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） （電話 0930-56-1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 （電話 0948-22-4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） （電話 092-591-7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F （電話 092-414-5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）
福岡市東区名島3-24-2 （電話 092-672-3255）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（名島）
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F （電話 092-891-7941）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市諏訪野町2401 （電話 0942-38-1616）	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 （電話 0943-24-5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 （電話 0944-52-3810）	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 （電話 0944-72-7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

福岡県告示第573号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定するので、同法第10条第4項及び第26条第4項の規定により公示する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 区域の表示

別紙図面のとおり

2 指定年月日

令和7年10月1日

（「別紙図面」は省略し、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部開発・盛土指導課に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第574号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 起業者の名称

川崎町

2 事業の種類

川崎町「道の駅」整備事業

3 起業地

（1）収用の部分

福岡県田川郡川崎町大字田原字寺ノ前地内

（2）使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

（1）土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する」「その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

（2）土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である川崎町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、事業の実施に必要な財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

（3）土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、川崎町が同町大字田原字寺ノ前地内において、様々な世代が交流できるコミュニティ拠点を確保することにより地域の活性化を図るとともに、緊急時に臨時避難場所として活用可能な防災施設を確保することにより災害時の対応を強化するため、道の駅の整備を行うものである。

同町は、昭和30年代に石炭産業で栄え、当時の人口は40,000人を超えていたが、炭鉱の衰退とともに人口は減少し、現在では少子高齢化が進んでいる。同町の人口は昭和55年に22,872人であったが、令和2年には、住民基本台帳によると、15,894人となっており、昭和55年と比べて6,978人減少している。また、年齢3区分別でみると、年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～65歳）は毎年減少し続け、令和2年では昭和55年と比べて約1万人減少し、令和2年の高齢化率は39.1%と全国平均の28.8%を大きく上回っており、少子高齢化や人口減少による地域活力の低下が課題となっている。

このような課題に対処するため、同町は本件事業を「第6次川崎町総合計画」（令和2年3月策定）の重点プロジェクトと位置づけ、コミュニティ拠点の確保による地域の活性化及び災害時の対応強化を図る事業として実施することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、多世代交流拠点施設として、子どもが安全に遊べる屋内外遊び場、芝生公園、健康教室や検診を行う多目的ホール等を新設することで、多世代の交流が可能となり、コミュニティ機能の強化が期待できる。また、物販飲食施設として、パン工房、農産物直売所、レストラン等を整備するとともに、10年以上の歴史を持つ「かわさきパン博」という町のコンテンツを活かした施設を整備し、観光資源とすることで、町外からの交流人口拡大による地域の活性化が期待できる。さらに、道の駅内には防災倉庫、太陽光発電パネル及び蓄電池設備を備えることとしており、交通障害や地震等の緊急時には、臨時避難場所として活用可能な防災機能を確保することで、災害時の対応強化が期待されるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地周辺には福岡県レッドデータブックに記載されている希少動植物が確認されているが、希少植物群落については、福岡県自然環境課から、本件事業の実施による影響は少ないとの回答を得ている。また、起業者は、工事に伴う濁水や土砂の流出を抑える工法を採用するとともに、必要に応じて工事排水の中和処理等を実施することにより、希少種等の生育環境に与える影響を減らす対策を行うこととしている。

また、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋

蔵文化財包蔵地が存在しているが、起業者において試掘調査を実施したところ、現地保存が必要な遺構、遺物は確認されていない。起業者は、引き続き調査を行い、重要な遺跡等が発見された場合には、川崎町教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。
ウ なお、本件事業に係る起業地に農業振興地域が含まれているが、福岡県知事から起業地に編入することについて、異議はないとの意見書を得ている。

エ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、アクセス性、安全性、経済性及び施工性の面から3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、安全性で一番優れているとはいえないが、安全を確保する対策を講じることとしており、アクセス性及び施工性に優れ、事業費が最も安価であることから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は「第6次川崎町総合計画」に掲げられている重点プロジェクトであり、高齢化や人口減少による地域活力の低下を解消するため、早期に本件事業を施行し、地域活性化を図る必要がある。さらに、災害時には臨時避難所として活用するとともに広域的な防災拠点となることが想定されており、災害時の対応を強化することから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、川崎町から申請のあった川崎町「道の駅」整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
川崎町役場（企画情報課）

福岡県告示第575号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和7年8月農林水産省告示第1316号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不分明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する八女市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不分明な者の氏名
八女市役所
下椿原自治会、大淵地区自治運営協議会、森田 時義、吉田 竜一、坂本 福則、二宮 千春、森田 時義、藤木 憲太、橋本 和佳、馬島 英明、森田 サツミ、森田 留吉、平島 敬太、藤田 昭彦、小野 義正、牛島 良樹
- 2 通知の要旨
(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年8月農林水産省告示第1316号によること。

福岡県告示第576号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
糸島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、糸島市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐採期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市石崎一丁目277番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区神田須田町二丁目6番地5
株式会社ユーティライズ
代表取締役 甲斐田 啓二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市牛頸四丁目39番1から39番6まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市筒井四丁目19番10号
悠悠ホーム株式会社
代表取締役 内山 賢一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩小富士字相川1246番4及び1246番5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市前原駅南一丁目2番3－302号
古川 涼

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社フコク	柳川市三橋町中山254	令和7年9月5日	令和10年9月4日まで

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第64条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車料等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

名称、位置、駐車料等及び承認年月日

名 称	位 置	駐車料等		承認年月日
		利用料金（月額）	保証金	
福岡県営椎田住宅	築上郡 築上町	3,000円	9,000円	令和7年8月8日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和7年9月1日春日市告示第225号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和 7 年 9 月 1 日春日市告示第 226 号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字延永字八反田 1018 番、1019 番、1020 番 1、1021 番 1、1023 番 1、1026 番 1、1026 番 3 の一部、1026 番 4 及び 1027 番 1 並びに字森ノ木 1098 番 1、1098 番 4 の一部及び 1098 番 5 並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県藤沢市遠藤 2010 番地 3

高山化成工業株式会社

代表取締役 高山 知明

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第 92 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第 75 条第 1 項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は、令和 7 年 9 月 1 日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和 7 年 9 月 26 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

84,015

福岡県選挙管理委員会告示第 93 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 76 条第 1 項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第 81 条第 1 項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第 86 条第 1 項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく県の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和 7 年 9 月 1 日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和 7 年 9 月 26 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

625,090

福岡県選挙管理委員会告示第 94 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、令和 7 年 9 月 1 日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和 7 年 9 月 26 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数
北九州市門司区	25,789
北九州市小倉北区	49,764
北九州市小倉南区	56,790
北九州市若松区	21,730
北九州市八幡東区	17,521
北九州市八幡西区	68,009
北九州市戸畑区	15,396
福岡市東区	88,677
福岡市博多区	69,009

福岡市中央区	57,068
福岡市南区	73,477
福岡市城南区	35,401
福岡市早良区	60,752
福岡市西区	57,129
大牟田市	29,687
久留米市・うきは市	89,539
直方市	15,140
飯塚市・嘉穂郡	37,936
田川市	12,252
柳川市	17,215
八女市・八女郡	21,781
筑後市	13,345
大川市・三潞郡	12,533
行橋市	19,961
中間市	11,085
小郡市・三井郡	20,289
筑紫野市	29,237
春日市	30,346
大野城市	27,916
宗像市	26,647
太宰府市	19,713
古賀市	16,101
福津市	18,400
宮若市・鞍手郡	13,277

嘉麻市	9,668
朝倉市・朝倉郡	22,792
みやま市	9,701
糸島市	28,361
那珂川市	13,390
糟屋郡	62,514
遠賀郡	25,188
田川郡	19,745
京都郡	15,024
築上郡・豊前市	14,959

公安委員会

福岡県公安委員会告示第279号

遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第 4 項の規定に基づき公示する。

令和 7 年 9 月 26 日

福岡県公安委員会

氏名又は名称	代表者氏名	施設名称	住所又は所在地	施設の所在地
株式会社 テンガイ	代表取締役 平本 二朗	テンガイ・ 八女店	福岡県小郡市小坂井 498 番地 1	福岡県八女市大島 125 番地の 1

福岡県公安委員会告示第280号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第37条第 1 項の規定に基づき、特定免許情報の記録等に係る審査基準（案）について、令和 7 年 7 月 22 日から同年 8 月 20 日の間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第 1 項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和 7 年 9 月 26 日

福岡県公安委員会

- 1 審査基準の題名
特定免許情報の記録等に係る審査基準
- 2 審査基準の制定の日
令和7年9月26日
- 3 意見公募手続の結果
意見は提出されなかったため、原案のとおり審査基準を制定することとした。
- 4 関連資料
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許管理課に備え置く。